

第26回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月28日（金）午後1時30分から午後2時

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員（17名）

会長	2番	安原 義之			
会長職務代理者	6番	市川 政一			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番 霜鳥 勝範
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	11番 生井 一広
	12番	渡邊 春男	13番	内田 芳昭	14番 丸山 嘉之
	15番	竹内 則孝	16番	竹田 賢一	17番 宮尾 俊一

4. 提出議題

報告第13号	農地利用集積計画変更届出について
報告第14号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第15号	農地の転用事実確認証明等報告について
報告第16号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第17号	農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第18号	農用地利用集積計画について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局長 西條 保 係長 山口 修 主査 竹田 由之

6. 会議の概要

事務局 会議の前に、4月1日付けの人事異動に伴い、新たに西條事務局長、大沢次長が事務局職員となりました。

西條事務局長から自己紹介をさせていただきます。

大沢次長につきましては、他公務が入っており本日は出席できませんので、5月総会時にご挨拶させていただきます。

なお、わたくし山口と竹田主査はこれまでどおりですので、引き続き、お世話になりますがよろしく願います。

本日の出席委員を報告します。出席委員は、17名です。

それでは、安原会長、願います。

会 長 皆さん、大変ご苦労さまでございます。

皆さんも農繁期で大変忙しい時期かと思えます。私事ですが6月半ばまで忙しい状態が続きます。

さて、先日、農機具屋さんから聞いたのですが、上越市で農機具の盗難が発生しているそうです。自分も以前、被害にあった経験がありますが、くれぐれも田んぼにそのままにすることなく、気をつけて下さい。

盗難のほかにも春作業でもトラクターの運転中の転倒など、事故も発生しております。事故等にも十分に気をつけて作業を進めていただきたいと思います。

それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。

議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第26回妙高市農業委員会総会を開会します。

最初に議事録署名委員を指名します。

4番の飯塚 淳一委員、5番の山下 利秋委員、よろしく願います。

本日の議題については、報告事項が4件、議案が4件です。

公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、

報告第13号 農地利用集積計画変更届出について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第15号 農地の転用事実確認証明等報告について

報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

以上、事務局より、報告事項4件の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第13号 農用地利用集積計画の変更届出について、です。

3月に届出がありましたのは1件です。

内容は賃貸借料の変更です。双方合意により金額を減額するものです。

2ページ、報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。

3月に届出がありました合意解約は、6件です。

解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、他の人へ賃借されるものは、先月の総会で利用権設定の議決をいただいたもの、今月の総会で利用権設定に上程されるもの、または来月以降の総会に上程されるものとなっております。

事務局 次に4ページ、報告第15号 農地転用事実確認証明等報告について、です。
3月につきましては、農地転用事実確認が1件です。
内容についてですが、過去に5条の転用許可を受けましたが、地目変更の手続きを行わなかったものです。
以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

次に5ページ、報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。
3月の届け出は、相続件数は9件、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。
よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。
無いようでありますので、報告事項4件については、ご承知いただきたいと思ます。

次に、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請書審議については、6ページをご覧ください。
今月の許可申請は、3件です。

1番については、申請地は、大字姫川原地内、登記地目：畑が1筆、登記地積198㎡であります。

位置図は、資料No.2 10ページをご覧ください。

譲受人は、妙高市ではじめて農地を取得する新規就農者ということで、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、農林課農政担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところとす。

申請に至った経緯は、譲受人の妻が上越市の出身で、上越市周辺で農地付きの物件を探していたところ、市内大字姫川原の物件が目にとまり気に入り、同一所有者の物件に近接する農地を取得するべく今回の申請に至ったとのこととす。

住宅は売買契約が済んでいて、これからリフォームを進めて、夏頃に家族で転入して住み始める予定とのこととす。

住み始めるまでは、定期的に来市するたびに草刈等管理していくとのこととす。

申請者の農業経験は、現住所地で2年前から、知り合った循環型農業の実践者から農地を借りて、指導を受けてきたとのこととすし、同居する妻の母も上越市在住時に畑を耕作していた経験があるとのこととす。

当面は、家族で今回の申請地を耕作していきたい意向で、規模拡大は考えていないとのこととす、農機具等については、今後、中古の小型の耕運機等の農機具の購入や、ホームセンターでのレンタルにより対応していく予定とのこととす。

出席委員からは、申請地は以前にブドウを栽培していた農地で、姫川原は「鳥坂ブドウ」の産地でもあることから、まだ、年齢的にも若いので、耕作農地の拡大やブドウ栽培にも取り組んでほしい旨等、要望されました。

ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、家族で力を合わせて農作業をしてい

事務局 きたい、前向きな意向を確認したことから、担当委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として4月総会に議案を上程することで全員同意されたものであります。

2番については、申請地は、大字中原新田地内、登記地目：田が1筆、登記地積967㎡であります。

位置図は、資料No.3 11ページをご覧ください。

申請地は、現在、譲渡人と譲受人との間で利用権設定されている農地であり、県外在住で将来的に耕作管理できない譲渡人から、今後の耕作に向けて協議したところ、このたび話がまとまったことから、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

3番については、申請地は大字西野谷地内、登記地目：田が1筆、登記地積705㎡、登記地目：畑が1筆、登記地積：64㎡で、田畑合計2筆、769㎡であります。

位置図は、資料No.4 12ページをご覧ください。

申請地は、譲受人の自宅や耕作地の隣接地であり、県外在住で将来的に耕作管理できない譲渡人と協議したところ、譲受人としても利便性の良い土地であることから、このたび話がまとまり、これを機に無償での贈与により譲受人に譲り渡すものです。

以上3件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。4月13日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 2番について説明します。4月12日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 3番について説明します。4月12日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第15号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 1番の新規就農者についてですが、年齢はいくつですか。

事務局 54歳です。

議長 他にありませんか。無いようでありますので、これより、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

議 長 よって、議案第15号については、許可することに決定しました。

次に、議案第16号 農地法5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、7ページをご覧ください。

今月の許可申請は2件です。

1番についてです。

申請地は、大字姫川原地内、登記地目：田が1筆、登記地積931㎡です。

ただし、転用する農地は申請地のみですが、全体計画としては隣接地：18,037.46㎡とともに一体で全体では18,968.46㎡の整備を希望しています。

位置図は、資料No.5 13ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、都市計画法の用途地域 準工業地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を売買により購入し、申請地に、新たな工場1棟と、それに付随する構内通路や駐車場等の一体整備を希望しています。

なお、本案件は、本日の議案審議で許可することとなった場合には、全体計画では3,000㎡以上の整備で開発行為許可が必要な案件で、農地転用許可と開発行為許可は連携して同日にする取り扱いとなっていることから、今後、開発行為の手続きが完了し許可日が決定した段階で、同日許可となることを申し添えます。

2番についてです。

申請地は、関川町1丁目地内、登記地目：畑が1筆、登記地積248㎡です。

位置図は、資料No.6 14ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、都市計画法の用途地域 第2種中高層住居専用地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を売買により購入し、一般住宅1棟しカーポート1棟の整備を希望しています。

以上2件ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委 員 1番について説明します。4月12日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委 員 2番について説明します。4月12日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、議案第16号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、許可することに決定しました。

次に、議案第17号 農地法の適用を受けない事実確認願について、を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第17号 農地法の適用を受けない事実確認願については、8ページをご覧ください。
今月の確認願は、1件です。

申請地は、大字大下地内、登記地目：畑が7筆、登記地積合計：1831㎡であります。

位置図は、資料No.7 15ページをご覧ください。

申請地は、今後、保安林指定が計画されていることから、上越地域振興局長から確認願が提出されたものであります。

申請地は、平成7年の7. 11水害で、周辺農地が被災した頃から耕作放棄され、最低でも25年以上農地として耕作されず、周囲と共に山林原野化している状況を確認しました。

以上ですが、申請農地については、現地の状況や周囲の環境を確認し、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。4月12日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、議案第17号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第17号 農地法の適用を受けない事実確認願について、を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、許可することに決定しました。

議長 次に議案第18号 農用地利用集積計画について、を上程します。議案第18号のうち、44番から47番は農業委員会法第31条の議事参与の制限にかかる案件です。
最初に44番から47番を除く1番から43番までの43件を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページ、議案第18号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。
今月は、新規設定28件、再設定17件、所有権移転2件の合計47件です。

はじめに1番から43番について説明します。

1番から24番につきましては新規設定です。

契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。

そのうち、13番は使用貸借です。

14番から24番につきましては、中間管理事業による貸付です。

これまで中間管理事業を利用する際は、利用集積計画を作成し、譲渡人から新潟県農林公社が借り入れ、配分計画により新潟県農林公社が譲受人に貸し付けを行っていましたが、本年4月より配分計画が廃止されたことに伴い、譲渡人から新潟県農林公社、新潟県農林公社から譲受人という今までと同様の流れになりますが、手続き的には集積一括方式という方式に変更されたものです。

続きまして、20ページ25番から23ページ41番につきましては、再設定です。

契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。

再設定ですので、特に問題はないと思われま。

22ページ42番と23ページ43番につきましては所有権移転です。

所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人は認定農業者で、対価額は双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われま。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 それでは、議案第18号のうち、1番から43番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第18号 農用地利用集積計画について、のうち、1番から43番を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号のうち、1番から43番は、市長に要請することに決定しました。

続きまして、議案第18号 農用地利用集積計画のうち、44番から47番を上程します。

44番から47番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席してください。

< 委員 退席 >

議 長 議案第18号 農用地利用集積計画について、のうち、44番から47番を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページをご覧ください。
44番から47番について説明いたします。
いずれも新規設定ですが、内容は中間管理事業による貸付です。
さきほどの説明と同様ですが、配分計画の廃止により集積一括方式によるものです。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第18号のうち、44番から47番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第18号 農用地利用集積計画について、のうち44番から47番を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号のうち、44番から47番は、市長に要請することに決定しました。

それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第26回妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和5年5月31日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印